

す。被害者の少女が、こうした議論のなかで、今一度心を傷つけられ、告訴を取り下げざるを得なかったことを振り返るならば、この点は大いに強調されるべきです。それは、被害女性をパッシングするような風潮を許さないためにも重要なことです。

一方、これらはいずれも地域経済の問題とむすびついています。地元では米兵が顧客となる商売をやっている人もたくさんいます。ですから、米軍基地を受け入れている地域への補償として、政府は財政的な対応をとるべきであり、基地がなくなつた場合、あるいは基地が縮小された場合の経済振興についての具体的計画の策定を国と自治体が行う必要があります。沖縄の平和大会でも紹介しましたが、沖縄県が野村総研に依頼して、南部の基地がなくなつたあとに経済振興をやつたらどれだけ利益があるのかを研究させました。これは、米軍再編の過程で基地が縮小される地域の地主を説得するためにつくつたものですが、客観的に基地がない方が潤うということを県自身が立証するかたちとなっています。ですから、基地がなくなつたら絶対に生活が立ち行かなくなるようなことではない。基地が振興かという二律背反的なことはないのです。

さらに、事件が起きてしまつた後の対処の問題になるわけですが、地位協定改定の問題や被害者救済の問題もあります。米兵が犯罪を犯して基地の中に逃げ込んだら、日本側が起訴するまで手を出せない、拘束できないということになっています。これを是正していくことは、主権国家としては当然のことです。

昨年の平和大会で私は、米軍の犯罪に対する国際的な連帯が重要となつていくと強調しました。先程のべましたように、在日米軍の海兵隊がアジアと世界の各地で犯罪をおかしています。イラクでも沖縄から行つた海兵隊が暴行事件を起こしています。フィリピンで初めて、同国の裁判所が有罪判決を下した女性暴行事件がありました。その犯人も日本から派遣された海兵隊でした。日本国内でもおおいに運動

を繰り広げると同時に、国際的にもこの問題を大いに告発し、その根絶のために連帯をすすめていくことは、非常に重要な課題だと思つています。

(かわだ・ただあき 日本平和委員会常任理事・国際委員会副責任者)

本稿は、日本平和委員会が2月27日に東京都内で開催した学習会「環境問題・米兵犯罪と米軍基地」での講演に加筆・補強したものです。「軍務における性的暴行についての国防総省年次報告書」については、その後2007年度版が発表されましたが、報告期間を暦年から会計年度に変更したため、それ以前の報告の数字と直接比較することはできないので、ここでは学習会のまま、2006年度の数字を使用しました。

## 「沖縄の米軍基地と環境アセスメント」

花輪 伸一

わずか150人しかいない小さな高江地区。そのまわりを6ヶ所のヘリパットで取り囲む。こんな無謀な計画が沖縄ですすんでいます。

このような大規模な開発、軍事基地ですが、行う場合は環境アセスメントを必ずやらなければならないわけです。沖縄ではこの環境アセスメントが、かなりいい加減にやられています。軍事基地を作るための手続きの1つとして形だけやられているという状況です。

今日は、私は沖縄の環境問題、特に米軍基地と環境アセスメントについてお話ししたいと思います。

### 世界的にも貴重な沖縄の自然

まず、沖縄の自然とはどのようなものか簡単にお話ししましょう。琉球列島、沖縄の島々は、九州から台湾の間、千数百キロの間に点々と位置しています。すごく生物多様性に富んだ島々です。いろいろな生き物がいるところです。なぜこんなにたくさんの生き物がいるのかというと、沖縄の島々は動物の地理区分でいうと、旧北区のユーラシア大陸と東洋区の東南アジア、インドネシアとの、ちょうど境界線にあたります。ですから、北の動物と南の動物がちょうど隣り合ったところにあります。それで北の動物と南の動物の両方があるので、たくさんの種類の生き物が住んでいます。

もう1つは、沖縄の島々は、中国大陸とくっついたり離れたたりということは何度か繰り返しています。氷河期で海面が下がったときにつながって、氷河期が終つて海面が上昇すると島が孤立する。つながつたり分断されたりということを繰り返してきたので、大陸からいろいろな動物がやってきては、そこで住み着いたり絶滅したりを何度も繰り返してきました。その間に、孤立した島で独自の進化をとげて沖縄で見られない生き物がいるわけです。

沖縄の島々の自然環境で代表的なもの1つはサンゴ礁です。石垣島の白保のサンゴ礁ですが、陸地から1キロ位のところにリーフがあつて、その内側がイノーと呼ばれる浅い海になっています。集落の人々はこの浅い海で貝を採つたり海老を獲つたり魚を獲つたりしてそれを大事な食料としていました。飢饉のときも戦争のときも海さえあれば生きていけるのだという、海のおかげで命を承らえてきたという、海をとても大事に考えているし、そのように扱ってきました。

今日は親戚が、お客さんが何人来るので、どの魚を何匹、どの貝をいくつ、どの海老を何匹という、子どもがその通りこの海から捕まえてきたということをやいまの50代、60代の人は経験してきたそうです。生きたまま蓄えておく冷蔵庫のようなものですね。

それから、沖縄の自然環境のなかで割りと大きいのが干潟です。サ

ンゴ礁があり海岸にも干潟が広がっていて、干潟にはいろいろな生き物が住んでいて、これも海産物としてとても大事なものです。それからマングローブ湿地、川の河口などに淡水と海水が入り混じる汽水域に生育する特殊な植物の林があります。

それから、やんばるの森ですが、亜熱帯の森林、常緑広葉樹林で、イダジイという木がたくさん茂っています。亜熱帯は砂漠だったり海だったりで、森があるところは地球上にそんなに多くないのです。ですから沖縄の亜熱帯の森は地球規模でも非常に大事な森林なのです。そしてこの森林には沖縄で特異な進化を遂げたいろいろな生き物が住んでいます。ヤンバルクイナとかノグチゲラとか、地球上でやんばるの森にしかない生き物が住んでいるのです。

そういう自然環境の豊かな沖縄に行くと、沖縄の本島へ行きますと、どこに行っても米軍基地を目にします。普天間飛行場であったり、泡瀬の通信所であったり、キャンプ・シュワブであったり。

みなさんご存知のように、日本の面積のわずか0.6%しかない沖縄県に日本にある米軍基地の75%が集中しているという状態で、かなりの面積を米軍基地が占めています。沖縄本島のやんばる、辺野古から恩納村の山の部分、それから嘉手納、普天間と非常に広大な範囲に米軍基地があります。陸だけでなくて、空にも米軍の空域が設定されていて、日本の飛行機はこれをよけるように飛ばなければいけない。

こんな状態なので、事件・事故が絶えないという、社会的に大きな問題があるわけです。

そういう沖縄で、いろいろな開発が行われてきました。米軍基地75%を押し付ける代わりにかんりの振興資金を投入しています。その振興資金で何が行われているかというところ、ほとんどが大規模な公共事業、いわゆるハコモノを造っていく、道路を造る、港を造る、空港を造ると。それが沖縄の自然環境をかなり改変して悪化させてきたわけです。そして一方では米軍基地の建設が行われているということです。

このように、手続きが形骸化して市民参加の場所も非常に少ないのです。

それから対象事業も非常に少ないのです。道路とかダムとか干拓、埋立、港湾など全部で13と範囲が狭い。

日本では住民参加は、方法書と準備書の2回しかありませんが、アメリカでは4回あります。対象事業リストも、日本では少ないのですが、アメリカでは除外リストとして、アセスをしなければいけないものが決まっています、それ以外は全部やらなければなりません。そして手続きに従って住民意見を求めていきます。

その結果、アメリカでは20%から30%ぐらい不合格になると聞いています。日本は100%合格といっても過言ではないくらいです。聞いた話ではドイツも合格率は高いそうです。ただしドイツの場合は計画立案過程でダメなものやらないことになっており、合理的な決め方をしています。政策決定過程でダメなものはやらざらないということが大事なことです。日本ではアセスメントに入ったら工事はやることになっているのです。それをどうやって止めさせることができるようにしていくのが環境問題のなかではとても重要なテーマとなっています。

## 環境アセス—沖縄ではいっそう皆さんに

そして、それが沖縄では特にひどい状況になっています。もう本土ではこない加減なアセスはできないというぐらいひどいものを沖縄では今もやっています。

環境アセスメントというのは、環境影響評価法という法律に基づいていろいろな手続きが行われます。一番最初に方法書というものを作らなければいけません。方法書というのは、環境への影響を知るためにはどんな対象をどんなやり方で調査するのかということを書くものです。普天間飛行場の移転で辺野古に軍事基地を作るのであれば、そこにある環境をどう調べるのか、ジュゴンについてはどう

## 皆さんの環境アセス法

その際に、環境アセスメントをしなければならぬと日本の法律では決まっているわけです。ただし、米軍基地は日本のアセスの対象にはなっていない。やんばるの森のヘリパッドは、「環境影響評価図書」という変な名前をつけてやっています。普天間基地の代替施設、辺野古に作る新たな基地は、閣議決定でアセスをすることになっていますので、公有水面の埋め立てという面でアセスが行われ、飛行場の建設ということでもアセスの対象になっています。

環境アセスメントとは何かというと、環境アセスメントの研究者の定義では、「環境変化の可能性を住民に知らせる」ということ、「経済的なメリットと環境低下のデメリットを明確にして意思決定の判断材料を提供する」ということです。ですから、事業者と住民のコミュニケーションのツールであると研究者の方々は言っています。しかし現実には、政府なり地方自治体なりが工事をする事業者になると、とてもこのようにはならなくて、「アセスメント」と皮肉られるように、開発が前提となって、それに合わせるためのアセスメントに終始しているというのが現状です。

環境アセス法はいろいろ問題があるわけですが、いくつかあげてみますと、事業アセスといつて、この開発はやりますと最初に決まっているわけです。やらないとか、別の場所に作るとか、規模を縮小するとかといった代替案の検討はしなくてもよいのです。ここにダムを作る、ここに発電所を作ると決めたら計画変更はないのでアセス手続きの中で辻褄を合わせてしまうことになります。開発業者や開発官庁など事業者の力が強くて環境大臣の意見は力が弱いということです。

それから、第三者機関が関与しないので事業者が全部自分でやっています。事業者がテストの問題を作って、事業者が答えを書いて、事業者が点数を付ける。事業者が全部1人でやっています。ですから最初から結論が見えてしまっています。

いう手法で調べてどのような結果を導き出して、それに基づいてどんな評価をするのか、どのような影響があるのかというふうに考えていくのか。それを方法書というもので表します。調査の方法、調査の設計図、こういう調査をします、それに基づいてこうデータを集めていくのですというのが方法書です。

それが1ヶ月間縦覧されて、1カ月半かけて住民意見を求めるということになっています。ところが、1ヶ月間といつても、方法書が置いてある場所はせいぜい6、7ヶ所。沖縄でいうと沖縄防衛局のなかとか、その出先機関とか、なかなか出かけていくには大変なところなんです。しかも、見に行ってもコピーをとることは許されず、著作権法で一気にも全部とつてはいけなくて数ページならとれるということです。ホームページで公開することもありますが、沖縄ではまだそこまでしていないことが多い。CDRで配るようなこともありません。現場に行つて見てくるしかありません。新聞社の方や国会議員の方々は割りとして手に入れやすいので、その方を通じて借り出してきてそれを写して配布して意見書を作るといふことをやります。

方法書が終わって、その次は実際に現地調査が行われます。1年ぐらひかけて自然環境がどうなっているか、野生生物はどのように生活しているかなどを調べるわけですが、その結果をもとにして準備書というものを書きます。これは下書きみたいなものです。そしてその準備書も1ヶ月間縦覧されます。説明会をやってもいいのですが、沖縄ではほとんどやることはありません。

そして住民の意見を入れて、それに都道府県知事や市町村長の意見も入れて今度は評価書というものを作るといふ手続きになっていきます。評価書ができてくると、これは環境大臣等の意見を求めることとなりますが、一般市民の意見はもうここでは求めません。評価書ができてしまえば開発はゴーサインが出たことになりません。

これは本当に手続きとしてやっているだけで、中身の少ないものが少なくありません。

## ■やんばるの森では

こうしたアセスメントが沖縄島のやんばるの森でどうなっているのかを次にお話します。

やんばるの森というのは、大きいところでは15、16メートルですが、だいたい10メートルぐらいの高さの林です。そして非常に見通しの悪い林です。冬になっても葉が落ちることがないので一年中緑の林になります。イダジイ、東京ではスタジイという種類の常緑広葉樹が数が最も多いです。春先になると新しい葉が展開してきてモコモコとした感じになって、これを地元の人にはブロッコリーの木の様だと言つて、ブロッコリーの森を守る会という住民団体を作ったのです。イダジイという木はやんばるの森のシンボルです。

この森は、木ばかりあるように見えますが、森のなかに入つて目を凝らすと階層構造があるのが見えてきます。自然に大きくなつていくと階層構造になります。一番上に高木層、その下に亜高木層、4、5メートルのところが高木層がで、あとは林床植物といつて地面に草が生えたり灌木が生えたりします。

そして、この森の中を野生生物はそれぞれの生活スタイルを持って、一番上に住んでいるもの、地上に住んでいるものなどいろいろです。

ノグチゲラというキツツキの巣ができるのは亜高木層と低木層との間ぐらいのところなんです。その層の隙間のところに巣を作つて飛びやすいつころを利用しています。ヤンバルクイナは飛べない鳥ですので、地上を徘徊しています。ノグチゲラが開けた巣穴にケナガネズミが入ります。そのころには木の穴が腐つてくるので、そうするとヤンバルテナゴコガネという沖繩にしかないカブトムシが利用することになります。実に合理的に森を使い分けています。こういうふうにして自然が成り立っているという面白いところです。

ノグチゲラは地球上にやんばるにしかいません。400ないし500羽しかいないとても絶滅の恐れのある鳥です。なぜノグチゲラというかという、ノグチゲラを初めて世界に紹介したイギリスの研

究者の助手が野口さんという人だったからと伝えられています。ヤンバルクイナは飛べない鳥で、昼間地上で餌を探して夜は木の枝にとまって眠るという生活をしています。木の上で眠るといのはハブに食われないようにということだと思います。

その森が米軍の北部訓練場になつて、中では海兵隊がジャングル戦闘のトレーニングをやっています。面積は約8千ヘクタールあります。これはもともとは当然沖縄の人たちの森で、それを日本政府が取り上げて国有林とし、戦後は米軍の基地になりました。この米軍の北部訓練場の北半分約4千ヘクタールほど返還するので、北半分にあつたヘリパッドを未返還地域に移してくれというのがアメリカの要望で、日本政府がそれにこたえるために6ヶ所のヘリパッドを高江地区のまわりに造るといふ計画を立てているわけです。

ここで使われるのが垂直離着陸機のオスプリーであることはほぼ間違いない。ただし日本政府はまだ認めていないという状況です。ここで環境アセスメントが行われたわけですが、いまは沖縄防衛局、当時は那覇防衛施設局といつていましたが、そこが事業者となつて「北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に係わる環境影響評価図書」というものを出してきました。影響評価「図書」という言葉がついていますが、要するに環境アセスメント法には基づいていませんということです。しかし、非常に重要な地域だから沖縄県の環境アセス条例を参考にしてきちんとアセスメントをやりましたということなんです。

ところが、中身は非常にずさんなものです。どんな機種がヘリパッドを使うのか、どんな軍事訓練が行われるのか、こうしたことが全く示されていないので、環境への影響をはかりようがないのです。森の中の調査だけはたくさんやっています。典型種とか、森の年齢や植生などを指標化して自然度を点数化して評価しています。そして、その点数の少ないところに造るから問題ないという言い方をしている

ンをやりました。3千通ほど集まりまして、その中から選んだのが「ちゅらごん」という名前です。この名前を付けるキャンペーンのチラシをあちこちにまいたり学校の子どもたちに書いたりしてもらいました。名前を付けることで親しみを持ってもらう、そしてジュゴンの住んでいる海で起こっていることを知ってもらおうということを狙つて行ったのです。

大浦湾には実は、ユビエダハマサンゴの大群落があり、クモノミで沖繩にいる6、7種類が全部ここに住んでいます。割と深いところで、濁っているときが多いのでダイビングをしてもきれいな状態のサンゴ礁を見ることはなかなか難しいそうです。

それから最近アオサンゴの大群落も見つかっています。石垣島の白保のサンゴ礁の海を埋め立てて新石垣空港を造ろうとして、その海には北半球で最大で最も古いアオサンゴの群落があるということ、サンゴ礁を埋め立てるのは無理という結論を出すことができたサンゴです。そのアオサンゴが大浦湾にもあることが最近になって発見されました。いまようやく調査が始まりました。これはどのくらいの規模なのか、どういう意味があるのか、そういうことがだんだん明らかになつてきました。

米軍基地で埋め立てられる場所ではありませんが、大浦湾にあるので、もしも埋立がすすんだ場合、海流の変化や濁りなどでどういふ影響があるのか、そういうことをこれから考えていくのです。環境アセスメントの中でもこれは大きなポイントなつてくると思います。

米軍の普天間代替施設というのは、最初は1996年に第1のプランが出て、それはA案とB案があつて、サンゴ礁の浅いところに杭式棧橋方式で、杭をたくさん打つてその上に滑走路をのせるという方法と、サンゴ礁のリーフの沖合い深いところに浮かべる方式の2つが出てきました。どちらがいいのかということで進めようとしたところで名護の市民投票が行われ米軍基地にノーを突きつけ、大田県知事もノーと言つたことでこれは消えていきました。

わけです。結局、結論は、影響はない、あつても軽微、各種の配慮や措置で軽減するから問題はありませんという内容です。

この報告書は、厚さが10センチにもなるもので、片手では持てません。結局事業を迫認するため、ヘリパッドを追認するために手続きだけやつていて、合理的な影響予測とか評価とかはなされていません。環境アセスメントに値しない代物だといつても言い過ぎではありません。

調査データだけは山ほど入つていて、そのなかでヘリパッド予定地で調べてみたらすごいんです。植物が1250種、動物が2908種、合わせて4000を超える種が出ています。これだけの生物種のある場所というのは、地球上でも滅多にありません。しかも、地球上にやんばるにしかないという生き物が23種もいて、沖縄県のレッドデータブックに載っている絶滅のおそれのある種が188種、環境省のレッドデータブックに載っている種が177種で天然記念物もいるというところで、これだけみても、とても生物多様性に富んだところなのでヘリパッドを造るべきではないというのが当然の結論として出されなければならぬのです。

## ■辺野古、大浦湾では

辺野古、大浦湾、ジュゴンの住む海、名護市の瀬高でも米軍基地、普天間飛行場移転のためのアセスメントが行われています。

このアセスメントもとても内容がいい加減なのです。いま、環境団体も住民団体も、反戦平和団体もアセスメントをとにかくすすめさせないということ、アセス手続きのなかで問題点を指摘し、いまだに現地でのアセス調査には着手していないという状態です。ただし、アセスではない「事前調査」と称するものを勝手にやっている状況になつています。

大浦湾に住んでいるジュゴンで、テレビ局の撮影などで発見されているジュゴンで、よく見ると尻尾の先に切れ込みがあり、固体識別ができるジュゴンがいます。そこで名前を付けようと、地元の東恩納琢磨さんがやっているじゅごんの里とWWFでネイミング・キャンペーン

その後、2000年の7月になると、このときは県知事が交代していて稲嶺知事のときに軍民共用空港という巨大な空港計画が持ち上がりました。住民投票で否定されながら、ほぼ同じ場所により巨大なものをもってくるのはどう考えても不合理ですが、日本政府と沖縄県の間で決めてしまいました。住民意見を聞くこともないまま、決めたから納得しろと押し付けてきました。この軍民共用空港については、住民団体の方が座り込みを続けて阻止したわけです。海の上に足場が造られたときにはそれにしがみついて工事をさせなかつた。

結局、日本政府もアメリカ政府もこれをあきらめ、2006年6月にキャンブ・シュワブ沿岸案という陸上部にかかっている新たな計画を押し付けてきました。埋立があり、今度は民間航空機は入れないで滑走路が2本と軍事基地としての機能が強化されている。計画を変更するたびに強化されているというのが辺野古の実態です。

WWFでも全国からハンカチメッセージ・キャンペーンというのをやって、キャンブ・シュワブとの境目に掲げました。

辺野古、大浦湾では、事前調査といってアセスメントが始まる前に現地調査を行うということでもないことがおきています。事前調査を強行して、調査対象を乱してしまう、攪乱してしまうという問題があります。また、海上自衛隊の掃海母艦を派遣して夜に器材を設置しました。調査員が、阻止しようとするダイバーの潜水タンクのバルブを閉めるという事件も起きています。方法書に関しては県が受け取らないといつても県に押し付ける。こういうことをやっており、まさに日本政府がアセス法の手続きを無視している、不法行為を行っています。しかし、いくら批判されても確信的に言うこと聞かないで逃げ切ろうとしています。法治国家のやることではない、こうしたことが沖縄では平気でやられています。

科学性の問題で、環境アセスメントは科学的でなければならぬし、適正にやらなければいけません。ところがその条件をみんな壊してしまっています。方法書の前に事前調査をやった、しかも非公開でやっ

ないということ、住民団体も環境団体も意見書を事業者の沖縄防衛局に多数出しました。

工事本体だけでなく、大浦湾や辺野古の海岸に作業ヤードを造る、埋め立てをするということなので、軍事基地の本体以外にも多くの建造物ができることがおぼろげながらわかってきたのです。それから、キャンブ・シュワブのなかに美謝川という川が流れているのですが、この流れを切り替えるということなので、人工の川に付け替えることもわかってきました。米軍の住宅地もできるわけですが、巨大なコミュニティができるわけです。そうすると、そういうものを造った場合、どのような影響を調べるのか、これも一切書かれていません。付帯工事に関しても、アセスはやらないのか、本体の滑走路だけで済ませてしまうのかという疑問があがったわけです。

中身も科学的な調査、科学的な予測、科学的な評価という手法がほとんどなされていません。予測できなかったことが起きた場合にどうするのかということも本来書くべきなのですが、こういったことも一切知らん振りしています。事故に対する対策もどうするのか一切書かれていません。

環境アセスメントなので、自然環境とそこに住んでいる野生生物を主に対象にします。それから文化財、景観も出てきます。1例だけジュゴンについてみると、どうやって予測するかというと、「調査結果と事業特性にもとづき類似の事例を参考に環境改変の程度をふまえ、ジュゴンに及ぼす影響を定性的に予測する」と書いてあります。これは、ジュゴンでなくてもアジサシという鳥でも同じような書き方です。この形式は沖縄に限らず、ほかの場所でもこのようなものです。サンゴ礁や藻場や生態系についてもこの程度しか書いていません。これでは何をやるのか全くわかりません。本来アセスメントで科学的にやるということはどういうことかという、例えばジュゴンに対する影響を予測するにはどうするかといった場合、埋め立てで沖縄島最大の海草の藻場が消滅する可能性がある、軍用機の飛行頻度や爆音がジュゴン

たのです。パッシブソナーといってジュゴンの鳴き声を録音する機械。それからビデオでジュゴンを撮影する。サンゴの卵の着床板を120ヶ所設置したりしています。パッシブソナーもビデオ器材も、ジュゴンが泳いでくるサンゴ礁の口、切れ目のところにすえたので、ジュゴンはそこを通らなくなるのではないかと心配です。そうするとジュゴンを事前に攪乱してしまったことになるので調査結果は全く当てにならないことになりました。それから、このサンゴ礁の着床板もなぜこんなことをやったのか非公開なのでわかりませんが、想像するに、これにサンゴの卵が付いて、沢山付いたらこれをバラバラにちこちに埋め直せばサンゴの人工増殖ができるということをお願いしたいがためにやったのではないかと想像できます。辺野古のサンゴ礁は壊れるけれどもこれをどこかに持って行けばそれでいいんだということ逃げようとしたのではないかと私たちは疑っています。

しかし、ビデオカメラを見つけた人は、カメラのレンズがあつという間に藻に覆われて何も映らないだろうと言っていました。沖縄の海は豊かな海なので、何か沈めるとあつという間に藻が着いてしまうということ。全く科学的アセスメントになっていないということです。

しかも、最初の方法書の中にはどんな施設ができるのか、どんなふうに使われるのかということをはっきり書かなければいけないのですが、それが書いてありませんでした。滑走路は2本だが、どんな航空機が来るのかは書いていない。どんな演習をするのかも書いていない。それから、燃料庫とか弾薬庫とか、弾薬を積む場所とか機体を洗う場所とか、そういったものが一切書かれていません。軍港が造られるのではないかとのおそれもあったのですが、それも書いてありませんでした。その他、いろいろな有害化学物質や廃棄物、事故の場合どうするのかといったことなどが一切書かれていなかったので方法書の体をなしていませんでした。情報を隠蔽してあるので、何が造られるのか、どんな演習が行われるのかがわからなければ環境アセスしようが

に悪影響を及ぼす可能性がある。そうするとこの生息海域ではジュゴンは住めなくなるのではないかと予測することができます。では、ジュゴンが他に行つたらどうなるかというと、ほかの海域ではジュゴンの食べる海草のある面積が狭いので食糧不足になるのではないかと予測が立ちます。そうすると生息条件が悪化するので、今でも絶滅しそうなのにさらに絶滅が早まるのではないかと。であるならば影響が大きいと評価する、と方法書では道筋をつけて説明しなければならぬのです。それが全くされていません。ジュゴンは絶滅危惧1A類というとても絶滅しやすい生き物なので相当気をつけなければいけないのですが、全くそういう配慮もなされていません。

結局、アセスメントの方法書というのは、手続きを無視している、事業内容が不明確、調査、予測、評価の方法が曖昧で、方法書としては不適格というのが、環境団体、住民団体からの意見として提出されました。

### ジュゴン裁判が追いつめる

一方では、ジュゴン裁判というのが2003年9月ぐらいから始まっています。日本の法律ではジュゴンは原告になることはできません。日本で裁判を起こすときには、ジュゴンこと何の誰それという人間が裁判を起こしますが、アメリカではジュゴンなど野生生物が原告になります。当然その代理人としては弁護士が代理人を務めます。日本からも東恩納琢磨さん他何人かが原告になってアメリカに行つてカリフォルニアの弁護士たちがその訴訟をサポートしました。アメリカでは、原告は沖縄のジュゴン、被告はラムズフェルド国防総省長官と、双方の顔写真の載った新聞も出ました。4年かかって今年の1月に勝訴したわけです。

「自然の権利」裁判と言ひ、またなじみが薄いのですが、日本でも幾つか裁判が行われています。アマミノクロウサギが生息地にゴルフ場を造られるということで訴えを起こしました。これは負けていま

すが、裁判の途中でゴルフ場を開発しようとした業者が途中でやめてしまったので結局ゴルフ場はできませんでした。北海道の大雪山系ではナキウサギの生息地に道路を通すということで裁判を起したら、結局北海道はあんなお金のかかる道路は造らないと取り下げてしまいました。裁判には勝っていかなくても結果的に勝っている例があります。アメリカでもスネイルダーターというわずからセンチぐらいの小さな魚がヘリコプターというダム建設を差し止めたという例もあります。これは、あとの裁判で敗訴して結局ダムは造られませんでした。

ジュゴン裁判は、最初は、アメリカの弁護士と日本の弁護士たちは、アメリカのエンデンジャーズ・スピーシズ・アクトという「絶滅のおそれのある種の法」でたたかおうとしたのです。これにはジュゴンが入っています。ところが、それを使ったらブッシュ大統領がリストからジュゴンをはずす可能性があるということで、この法律は使われないことにし、アメリカの国家歴史保存法という法律でたたかいました。日本では天然記念物の文化財保護法みたいなものです。歴史的建造物だけでなく、生き物、しかも外国の天然記念物に対してアメリカの行為が影響を及ぼすのであれば、どうなのかという裁判です。

この裁判の中でわかってきたことは、日本政府は軍用機は陸上は飛ばないと言ってきましたが、裁判の過程で出てきた文書では陸上も飛ばず。戦闘機装弾場も造る。いまの普天間飛行場にはありませんから、なぜ代替施設に造るのか、これも日本政府が隠してきました。それから240メートルの埠頭・護岸を造る。これも隠していました。故障した航空機をどうするのかという話も出ていて、そのたびに辺野古の街の中を引張り歩くわけにも行かないので港が必要なんだという話がちやんと出てくるわけです。航空機を洗う場所も必要だなど、こういったいろいろなことが裁判のなかの証拠文書からわかってきました。これが琉球新報や沖縄タイムズで明らかにされていき、この環境アセスメント方法書は一体何なんだという問題が大変大きくなってきました。

また、2000年、2004年には、IUCN（国際自然保護連合）でアメリカ政府と日本政府に対する勧告を出しています。IUCNとは、アメリカ政府も日本政府も加盟している世界最大の環境団体です。政府と政府機関とNGOと研究者が入っているということも面白い団体です。そこで、4年に1回会議を開いて各地の問題が提言され、多数決で投票もして勧告が実現するわけです。

そのなかでは、日本政府に対してはゼロ・オプション、軍事基地を造らないというオプションを含む複数の代替案を検討すること、ポーリング調査など事前調査も環境アセスメントに含めること、アメリカ政府に対しては日本政府が実施する環境アセスメントに協力することを勧告しています。アメリカ政府が環境アセスメントに係わってくるのは大きなことで、実現すればかなり期待できることになると思います。どうやってそれを実現させるかは大きな課題ですが。

以上で私の話を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

（はなわ・しんいち 世界自然保護基金ジャパン自然保護室）  
\*本稿は、日本平和委員会が2月27日に東京都内で開催した学習会「環境問題・米兵犯罪と米軍基地を考える」での講演に加筆していただいたものです。

それで、環境団体、住民団体が意見書をたくさん出して、それをもとに沖縄県としての意見をまとめるための環境影響審査会でも書き直しを要求するという異例の展開となりました。それを受けて沖縄県知事が意見を出したわけですが、少し弱まっていますけれども再審査も必要ということも言ったわけです。

そこで、沖縄防衛局としてはもう進められなくなって、この2月に追加修正資料を出してきました。このなかで軍事基地の姿をかなり出してきました。V字型の滑走路だけでなく、船の着く所もあれば弾薬を積む場所もある、航空機を洗う場所もある、などなど、いろいろなことが明らかになってきました。しかし、隠されていることがまだあります。オスプレイの導入は知らない振りをしています。追加で出てきたのは、護岸の形状についてのものが大部分です。

私たちは、この追加修正版に対しても批判してきました、新たな方法書として、もう1度公告縦覧から行って住民意見を求めること要求しています。しかし、沖縄県知事はそこまでは求めていなくて、修正したらそれでいいという弱い姿勢です。

また、事前調査は中止して、その結果は使わない。科学的な調査、影響評価を行うために、調査期間は四季を含めて複数年にすることを求めています。ジュゴンに関しては7ヶ月の調査で済ませようとしているので、とても科学的調査にはなりません。さらに、基地を造らないという選択肢をふくむ複数案を検討することを求めています。

こういうことをやっているときにジュゴン裁判の勝訴という大ニュースが1月末に入ってきました。判決の内容は、被告の国防総省は国家歴史保護法の必須条件を守らなかった、代替施設がジュゴンに与える影響を評価するのに必要な情報をきちんと出さない、ジュゴンへの悪影響を回避または軽減する目的でその情報を考察しない、それまで裁判はストップしておきます、ということ。国防総省に対して90日以内にジュゴンへの悪影響を回避または軽減するための文書を出さないという命令しています。ジュゴンに及ぼす影響を評価するに十

自然・平和・歴史・文化の旅  
旅システムは、現地での交流を大事にした旅作りをしています。

国内・外の平和ツアーや  
各地での集会・大会・イベントのお手伝いいたします。

**旅システム**

〒065-0012 札幌市東区北12条東7丁目1番1号ワコービル3階  
TEL 011-742-2260 FAX 011-742-2265  
http://www.tabisystem.com E-mail: tabi@tabisystem.com  
北海道知事登録2-260号(業務範囲 海外・国内)